

東公園利用ガイドブック



令和7年10月

岡崎市

«目次»

1 本ガイドブックについて.....	1
2 公園概要	1
(1)東公園について	1
(2)施設平面図.....	2
(3)利用可能時間.....	3
3 イベント等による利用までの流れ	3
4 東公園で出来ること、出来ないこと	5
5 イベント等による利用条件.....	6
(1)公園利用及び有料公園施設の利用料金について	6
(2)許可条件	6
(3)関係機関等への届け出.....	7
(4)注意事項	7
6 ご利用にあたって	9
(1)予約の解除・利用の停止	9
(2)「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置対象となっている団体の排除	9
7 困ったときは.....	10

【相談窓口】

岡崎市公園緑地課 電 話 0564-23-7406
メール koen@city.okazaki.lg.jp

～はじめに～

東公園は水と緑と文化と自然に恵まれた総合公園であり、市内はもとより市外から多くの来園者があります。公園内には大きな3つの池があり、噴水や水鳥が出迎えてくれます。志賀重昂ゆかりの像、釈迦堂や本多光太郎資料館、日本多忠次邸なども点在し、文化的な散歩道として親しまれています。自然の側面として、初夏には約120種1万株の花菖蒲が咲き誇り、秋には約1500本の紅葉が色づきます。さらに、動物園もあるなど子どもから大人まで四季折々に楽しむことができる公園です。

これらの要素を大切にしつつ、公共性の高いイベントの開催を通じて賑わいを生み出し、東公園のさらなる魅力向上と利活用の推進を図っていきたいと考えています。

1. 本ガイドブックについて

本ガイドブックは、東公園の利用について定めたものです。

ご利用に際しては、本ガイドブックの内容を十分にご理解いただき、遵守すると共に、岡崎市の指示に従ってください。

2. 公園概要

(1) 東公園について

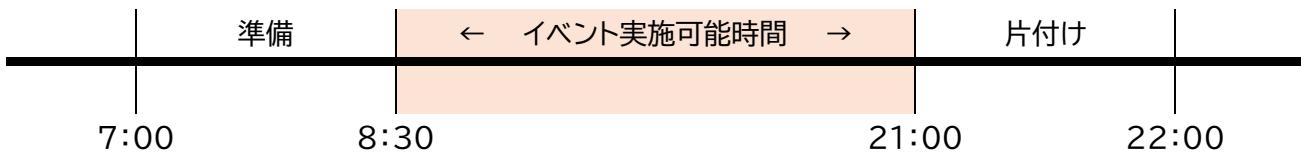
東公園は、約26.91ヘクタールの広大な敷地を誇っています。設備としては野外ステージ、野外ステージに附属する電源設備、広場があり、イベントを行いやすい公園となっています。



(2)施設平面図



(3)利用可能時間



準備可能時間:午前7時から

イベント利用(広場、野外ステージ等):午前8時30分から午後9時まで

野外ステージ附属電源設備:午前8時30分から午後9時まで

等澍庵・南北亭:午前8時30分から午後9時まで※片付け含め

※市長が認める場合にあっては、時間を延長することができます。

※「4.東公園で出来ること、出来ないこと【自由に出来ること】」に該当する利用はこの限りではありません。

3. イベント等による利用までの流れ

事前相談・仮予約のお問合せ

電話により事前相談、空き状況等をお問合せください。

仮予約

仮予約を電話にてお申し付けください。

イベントの仮予約期間は原則、ご利用開始月の6ヵ月前から2週間前までとなります。

その後、「イベント開催申込書」をご提出ください。

※物品の販売を行う場合は、イベント開催申込書に目的をご記入ください。

※仮予約の受付は先着順です。

利用申込み

東公園利用ガイドブックをご確認のうえ、「都市公園内行為許可申請書」、「有料公園施設利用許可申請書」及び下記書類に必要事項を記入しご提出ください。

1. 都市公園内行為許可申請書
2. 有料公園施設利用許可申請書
3. 行為内容の分かる資料(企画書、事業概要書、チラシなど)
4. 利用場所図面

※有料公園施設利用許可申請書は野外ステージ、野外ステージ附属電源設備、等澍庵・南北亭を使う場合のみ提出してください。

利用審査、許可証等発行

申請書を受領後、企画内容等を審査します。

規模の大きなイベントなどは、近隣住民に向けた事前説明、動物総合センターとの調整、チラシのポスティングなどのご協力ををお願いする場合があります。内容に疑義があった場合や調整が必要な場合はご連絡

します。

調整後、許可証、納入通知書の発行をします。



料金のお支払い

利用料が発生する場合、納入通知書を発行しますので、原則利用料金通知書発行日から 20 日以内かつ、利用日の前日までにお振込みでお支払いください。

料金の支払いを確認後、許可証をお渡しします。



事前調整

提出書類に変更がある場合は、都度ご相談ください。

イベント内容により、保健所や消防署などへの届出が必要な場合は、申請者にて届出してください。



実施

設営から撤去までの安全管理などは、申請者で行っていただきます。

苦情等があった場合には、真摯に対応してください。

ご利用後は原状回復をお願いします。

事後に不適切な事項があったことが確認された場合等において、事実確認をさせていただき、次回以降許可しないことがあります。

4. 東公園で出来ること、出来ないこと

【自由に出来ること(※許可等は不要です)】

(ラジオ体操、ピクニック、他の利用者に迷惑がかからない遊びなど)



【許可を得たら出来ること】

公共性の高いイベント(物品の販売等)

例:子育て、教育、SDGs、産業振興等をテーマとしたマルシェ等 ※申請書に記入してください。

※飲食販売は売店の商品と競合しないように配慮してください。



【公園で出来ないこと】

(施設をいためること、激しいスポーツ、スケートボードなど)



5. イベント等による利用条件

(1)公園利用及び有料公園施設の利用料金について

利用料金及び有料公園施設利用料金は、岡崎市都市公園条例で定められています。

①公園利用料金

物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合	1m ² 日額	50円
業として写真の撮影	日額	550円
業として映画の撮影その他これに類するもの	日額	5,550円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合	1m ² 日額	20円

・利用料金は積み上げ方式です。テントや席等の面積のみに利用料金が発生します。

例) 露店営業(5m²の店舗を3店舗出したい)→5m²×3店舗×50円=750円／1日

無料でヨガ教室(50 m²使いたい)→50 m²×20円=1,000円／1日

②有料公園施設利用料金

施設名	利用時間	現在	令和8年 4月1日以降
野外ステージ	午前8時30分～午後5時	430円	640円
	午後5時～午後10時	650円	970円
野外ステージ附属設備(電源)	午前8時30分～午後5時	210円	210円
	午後5時～午後10時	210円	210円
等澍庵・南北亭	(平日午前)午前8時30分～午後0時30分	2,200円	3,300円
	(平日午後)午後1時～午後5時	2,750円	4,120円
	(平日夜間)午後5時30分～午後9時	3,300円	4,950円
	(平日全日)午前8時30分～午後9時	6,600円	9,900円
	(土日祝午前)午前8時30分～午後0時30分	2,520円	3,780円
	(土日祝午後)午後1時～午後5時	3,070円	4,600円
	(土日祝夜間)午後5時30分～午後9時	3,620円	5,430円
	(土日祝全日)午前8時30分～午後9時	6,920円	10,380円
	延長時間30分につき	550円	820円

・令和8年4月1日以降の利用であっても、令和8年3月31日までに市から許可した利用については、現在の料金を適用します。

・野外ステージ附属電源設備は、野外ステージを利用する際に附属するものです。

・野外ステージ附属設備電源を利用する際は、ステージ裏にあるブレーカーを上げてご利用ください。

③利用料金返納等の取扱い

既納の利用料金は原則還付しません。

(2)許可条件

- ・公園施設及びその附属物を損傷し、又は汚損しないこと。
- ・植物を採取し、又は損傷しないこと。
- ・土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- ・指定された場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- ・指定された立入禁止区域に立ち入らないこと。
- ・指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れないこと。
- ・張紙、貼札その他の広告物を表示しないこと。
- ・他人に危害を加え、若しくは迷惑となる物品、動物等を携帯し、又は運行しないこと。
- ・都市公園をその用途以外に利用しないこと。
- ・公園施設を損傷した場合は利用者が原状回復すること。
- ・他法令等による関係機関の許可が必要な場合は、事前に許可を受けること。
- ・上記の他に、関連法令に従うこと。

(3)関係機関等への主な届け出

届出の種類	担当部署	連絡先	備考
飲食イベント届	岡崎市保健衛生課 食品衛生係	0564- 23-6068	飲食提供を伴う行事を開催する場合は提出してください。
露店等の開設届出書	岡崎市消防本部 東消防署南分署	0564- 54-0119	多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設するときは、あらかじめ届け出てください。 電子申請はこちら
火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為届	岡崎市消防本部 東消防署南分署	0564- 54-0119	火災と紛らわしい煙又は火炎(軽微)を発するおそれのある行為をする場合は、あらかじめ届け出てください。 電子申請はこちら

※その他関係する機関で必要な手続きを行うようにしてください。

(4)注意事項

レイアウト 装飾等	<ul style="list-style-type: none"> 公園内施設の運営を妨げないようにしてください。 通路として4m確保するようにしてください(最低2mはお願いします。) テントなどの位置を決定するバミリはイベント開催日の前日から認めます。また、申請書にその旨を記載してください。
車	<ul style="list-style-type: none"> 用途なく公園内に常駐することはご遠慮ください。 荷物の搬出入が終わり次第、速やかに北駐車場又は東駐車場へ移動してください。 搬出入は世尊寺側から行ってください。 誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保するようにしてください。 イベント参加者、出店者等の路上駐車・駐輪が無いよう、アナウンスや定期的に見回りなどをしてください。
騒音 迷惑行為	<ul style="list-style-type: none"> 音出し(スピーカー)があるものは原則午前10時から午後5時までとします。 音出しの場合、1時間につき15分間は音を出さないようにしてください。 東公園には動物園もあるため、動物に配慮したご利用をお願いします。 他の来園者にも配慮したご利用をお願いします。 音、振動など近隣住民に配慮してご利用ください。
搬出入	<ul style="list-style-type: none"> 車両進入時は、ハザードランプを点け、徐行で走行してください。 荷物の搬出入が終わった後は、公園(世尊寺側)入口のバリカーを最低1本は戻してください。 広場は砂地となっております。天候によって地面の状態が変わりやすいため、利用後は整地を行ってください。
夜間仮置き	<ul style="list-style-type: none"> 前日準備や連続利用により夜間も資材を置く場合は、主催者の責任、負担において夜間警備対応等を行ってください。 他の公園利用者の安全に留意してください。
備品等の設置	<ul style="list-style-type: none"> テープ等を使用する際は、跡が残らないようにしてください。 搬出入時、イベント開催中は、所定の場所以外へ物品等を放置することが無いようにしてください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ごみは主催者で持ち帰るようにしてください。イベント終了後、ゴミが落ちていないか確認をしてください。 煙が出るような調理方法はご遠慮ください。 使用期間中、イベントの責任者は必ず会場に常駐し、許可証を携行して下さい。 公園内は分煙です。指定の場所で喫煙をお願いします。また、焚火も原則禁止です。 施設を傷めるスケートボード等は禁止です。 施設を損傷した場合は、原因者で復旧して下さい。 AED(自動体外式除細動器)は管理事務所に配置されています。

6. ご利用にあたって

(1) 予約の解除・利用の停止

- 次の事項に該当する場合は、予約解除・利用停止を言い渡す場合があります。
- ・「3. (2)許可条件」の各項に該当すると認められた場合
 - ・所定の期日までに入金が確認できない場合
 - ・過去に無断でキャンセルした場合
 - ・天災地変や不測の事故、災害など不可抗力により本公園の利用が不可能となった場合
 - ・本公園の安全、管理、運営の事情によりやむを得ない事由が生じた場合
 - ・関係官公庁より中止命令が出た場合
 - ・過去に使用面積計算等で不正があった場合
 - ・過去に主催者及び出店者等にルール違反等があり改善が認められない場合

(2) 「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年2月24日合意)に基づく 排除措置対象となっている団体の排除

次の内容に該当する場合、利用できません。

- ・申請者等が暴力団員であると認められる団体
- ・暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる団体

7. 困ったときは

Q 利用受付け窓口はどこか。

A 市役所公園緑地課(西庁舎4階)です。

Q 施設を破損してしまった。

A 市役所公園緑地課(0564-23-7406)までご連絡ください。

Q ブレーカーが落ちてしまった。

A 電源ボックス内にあるブレーカーをあげてください。

Q 備品を借りたい。

A 貸出備品はありません。

Q 公園の鍵はいつ、どこで借りられるか。

A 実施日の1週間前から、市役所公園緑地課(西庁舎4階)で貸出を行います。

Q 緊急時(閉庁日)の連絡先はどこか。

A 0564-23-6000(市役所代表番号)にご連絡ください。

Ver.1 2025年10月31日